No.325 2024/1/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

令和 6 年税制改正①～法人税

Q 昨年 12 月に令和 6 年の税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんでしょうか？

解説

今回の改正では大企業向けの改正が目立っています。中小企業向けでは交際費の損金不算入制度の延長や拡充、少額資産の特例の延長が大きいです。

1. 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

①年間 800 万円までの定額控除限度額の制度を、3 年間延長して 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日までに開始する事業年度まで延長します。
②社外の人との飲食費で一人当たり 1 万円以下（改正前は 5 千円以下）までは交際費から除かれ、この改正は令和 6 年 4 月 1 日以後に支出する飲食費について適用します。

2. 中小企業の少額資産の損金算入制度の適用期限の延長

取得価額 30 万円未満の資産を取得した場合は全額即時償却可能ですが、この制度の適用期限が 2 年間延長されて令和 7 年度末までとなります。ただし、中小企業者は従業員数が 500 名以下、出資金等が 1 億円超の組合等は 300 名以下が対象となります。

3. 賃上げ促進税制（中小企業）

中小企業の賃上げ促進税制について、最大の税額控除率が 40%から 45%へ拡大されます。また、当期の税額から控除できなかった額は、5 年間の繰越ができることとしたうえで、適用期限を 3 年延長し、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について適用されます。

4. 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

1 億円から 100 億円の範囲で一定の株式を取得した場合、その株式下落に備えて準備金の積立をしたときは基本的に 100%の損金算入が可能となり、さらに 10 年間据え置きをしてから 5 年間で取り崩すこととなります。

要するに…

賃上げを促すために大企業も中小企業も税額控除の拡充が示されています。また、交際費についても、飲食費の上昇から交際費から除かれる飲食費が 1 人当たり 5000 円以下から、10,000 円以下に拡充されました。